

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、次の政治団体は、令和 5 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 1 2 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
安藤まなぶ後援会	入谷 隆春	斉木 有示	土岐市土岐津町高山 66-13			
牛丸ひろゆき事務所	牛丸 尋幸	牛丸 尋幸	高山市松之木町 3163-5			
刷新羽島の会	山田 良二	近藤 峰子	羽島市江吉良町 1382			
佐藤雅之を育てる会	佐藤 雅之	大木 照江	岐阜市長良奥郷 7-6			
沢井さちこ後援会	澤井 幸子	澤井 幸子	羽島市竹鼻町狐穴 546-1			
沢井さちこを育てる会	澤井 幸子	澤井 幸子	羽島市竹鼻町狐穴 546-1			
山友会	山田 優	山田 多恵	羽島市正木町新井 890			
高橋勇樹後援会	高橋 勇樹	藤居 匡亮	本巣市上保 358			
直接民主主義の会	井深 味樹	井深 味樹	各務原市松が丘 5-14			
松島てつやと美濃の未来を考える会 (松島てつや後援会)	松嶋 哲也	服部 智也	美濃市生櫛 1614-52			
むらせ三郎後援会	村瀬 三郎	村瀬 恵子	揖斐郡揖斐川町上野 1101-2			
山田まさる後援会	山田 優	山田 多恵	羽島市正木町新井 890			
山田良司後援会	山田 良司	山田 弘恵	下呂市森 859-10			